

宮崎県総合運動公園補助球技場照明建設事業設計仕様書

I 概要

1 所在地等

- (1) 事業計画地：宮崎県宮崎市大字熊野1443-12
- (2) 敷地面積：10,080 m² (120m×84m)
- (3) 都市計画区域：都市計画区域

2 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、宮崎市景観条例（平成19年条例第35号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、コ及びサについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を教育庁においても準用する。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成31年版）
- イ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- ウ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- エ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- カ 建築設備設計基準（平成30年版）
- キ 建築工事監理指針（令和元年版）
- ク 電気設備工事監理指針（令和元年版）
- ケ 機械設備工事監理指針（令和元年版）
- コ 地質・土木調査業務共通仕様書（平成28年4月 宮崎県県土整備部）
- サ 建築設計業務委託共通仕様書（令和2年4月 宮崎県県土整備部宮繕課）
- シ その他関係適用基準等

II 建設条件等

1 基本的な考え方

- (1) 照明の新設
 - ① 既設の補助球技場に新たに照明を設置すること。
 - ② 補助球技場は、サッカー、ラグビー等の施設として日常的な練習や合宿、大会等で利用することから、幅広い利用者の視認性、安全性に配慮した照明計画（照度及び照度分布）とすること。
- (2) 省エネルギー性等
施設の維持管理面において、省エネルギー性やランニングコスト低減のための創意工夫をすること。

2 施設の概要

- (1) 照明
 - ① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
 - ② 海岸に近く塩害が懸念されることから、耐久性、耐塩害性等に配慮すること。
 - ③ 本事業で設置する資材及び機器等は、特記のない限り全て新品とし、屋外で使用する支持金物、プルボックス等の材質は、SUS製を基本とすること。
 - ④ 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。

- ⑤ 照明器具はLED投光器を基本とする。
- ⑥ 平均照度500 lx以上を確保すること。
(JIS Z 9127:2011 運動競技の区分(サッカー・ラグビー) I相当)
- ⑦ 利用者に不快なグレアが生じないよう配慮すること。
- ⑧ 光源寿命(光束維持率85%)は、40,000時間以上とすること。
- ⑨ -20°C~40°Cの温度範囲において、問題なく作動すること。
- ⑩ 落下防止ワイヤー等の落下防止対策を施すこと。
- ⑪ 高さ15m以上の照明柱8本程度を設置すること。
- ⑫ 利用状況に応じ照度の切り替え(300 lx、500 lx)が容易に可能な計画とすること。※間引き点灯を想定、調光機能なし。

(2) 電気設備

- ① 上記(1)に係る受変電設備の増設工事及び配線・土木工事等を行うこと。
- ② 受変電設備の増設においては総合運動公園内の既設の受変電設備との連携及び調整に留意すること。
- ③ 照明柱には適切な雷保護設備を検討すること。

3 調査・設計業務

(1) 調査内容

別添平面図を参考にすること。

(2) 設計内容

次の設計業務を行うこと。

実施設計

実施設計においても準拠すべき法令、基準、本仕様書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物(設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。)を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。

- ア 本仕様書 I 2 関連法令・適用基準等を遵守すること
- イ 本仕様書 II 1 基本的な考え方及び同 2 施設の概要を反映させること。
- ウ 計画的で無理のない工程とすること

(3) 調査・設計時の打合せについて

打合せは次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。

- また、第1回打合せ及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。
- ① 業務開始時
- ② 実施設計終了時

(4) 設計及び工事の配置技術者

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者及び主任技術者を専属でそれぞれ一人配置すること。
- ② 管理技術者は、下記のいずれかに該当する者とする。
 - ・一級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・二級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・第一種電気工事士の資格を有する者
 - ・電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・二級建築士の資格を有する者

- ・ 建築設備士の資格を有する者
 - ・ 第一種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・ 第二種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・ 第三種電気主任技術者の資格を有する者
- ③ 主任技術者は、下記のいずれかに該当する者とする。
- ・ 一級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 二級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 第一種電気工事士の資格を有する者
 - ・ 電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者